

公 告

山形県立点字図書館点字ラインプリンターの賃貸借及び納入・保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和5年4月25日

社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
会長 松田 英雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 会議室
- (2) 日時 令和5年5月17日（水）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県立点字図書館点字ラインプリンターの賃貸借及び納入・保守サービス一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から点字ラインプリンターが納品されて36月経過する日まで
- (4) 納入場所 山形市十日町一丁目6-6
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち、これを36月均等分割して支払うものとした場合の令和5年6月から令和6年3月分までの10箇月に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち10箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 過去2年以内に、国又は地方公共団体と同程度の規模の機器類の賃貸借又は納入・保守に係る契約を締結し、履行した実績を有すること。

(7) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市十日町一丁目6-6 山形県立点字図書館 電話番号 023(631)5930

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立点字図書館で交付するほか山形県身体障害者福祉協会のホームページからもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年5月9日（火）16時までに山形県立点字図書館に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(6)及び(7)に係る事項を証する書類

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、当協会の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。